

がんばる外国人材 ・企業応援補助金

- 外国人材に選ばれ、定着し続ける企業となるためには、外国人材がキャリアアップしながら活躍できる仕組みを作ることが重要です。
- 県が実施する「外国人材受入企業へのコンサルティング事業」及び「外国人材向け日本語講座（企業派遣コース）」と連携し、外国人材の採用・育成・定着をがんばる県内企業を支援します。



▼詳細はこちら



	New! コンサルティング 支援事業枠	New! 日本語講座 (企業派遣コース)枠	一般枠
補助対象者	宮城県内に事務所又は事業所を有する法人 ※その他諸条件あり(裏面参照)		
申請枠	県が実施する「外国人材受入企業へのコンサルティング支援事業」の支援を受けている県内企業向け	県が実施する「外国人材向け日本語講座（企業派遣コース）」を受講する県内企業向け	左記以外の県内企業 ※左記の2枠と重複はできません。
補助上限額 (1社あたり)	40万円	15万円	大幅up! 40万円
補助率	対象経費の1/2以内		
申込期間	令和8年9月1日～ 令和8年11月30日	令和8年8月1日～ 令和8年11月30日	令和8年11月1日～ 令和8年12月31日

※一般枠の応募が予算の上限を超える場合は、優先採択基準（①R7年度に本補助金の交付実績がない者、②交付申請対象となる外国人材の人数が多い順、③交付申請額が大きい順）①>②>③の順により予算の範囲内で交付決定します。

補助対象者(詳細)

以下のすべてを満たす者が対象となります。

- 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人
- 交付申請時点において、現に外国人材を雇用している者又は実績報告時まで外国人材の雇用を開始する計画がある者であって、実績報告時まで当該外国人材の雇用を継続する計画があり、補助事業を実施することができる者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者に該当しない者
- 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
- 県税に未納がない者
- 国や県等が所管する補助金であって、対象事業や対象経費が当該補助事業と重複する補助金の交付を受けていない者

補助対象事業

補助事業者が実施する以下の取組が対象となります。

- (1)県が実施する外国人材受入企業へのコンサルティング事業の支援を受けて実施する取組
- (2)外国人材の日本語学習及び日本語能力を測定するための試験の受験に対する支援
- (3)外国人材の技能習得及び技能水準を測定するための試験の受験に対する支援
※令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に実施した事業が対象となります

必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書（様式第1号 別紙1）
- 誓約書（様式第1号 別紙2）
- 事業計画書（「コンサルティング支援事業枠」のみ）
（別記様式第1号別紙3）
- キャリアアップ計画書兼実績報告書（様式第1号 別紙4）
- 補助対象経費の積算の根拠となる資料（見積書又は請求書の写し）
- 県税納税証明書（発行から3か月以内のもの）
- 補助事業の対象となる外国人材の在留資格を証明する書類
（在留資格認定証明書又は在留カードの写し）
- 補助事業の対象となる外国人材を雇用していること又は雇用を予定していることを証明する書類（雇用契約書の写し又は採用通知書の写し）

補助対象経費

補助対象事業の実施に伴う以下の経費が対象となります。

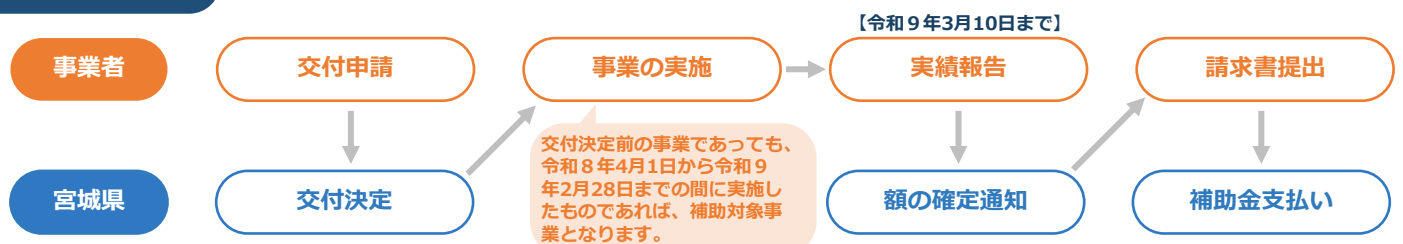
(1)の取組

- 需用費（研修開催に要する費用）
- 報償費（外部講師への謝金）
- 旅費（外部講師に対する交通費）
- 委託料（自社ホームページの改修及び求人サイト等への掲載、求人に関する広告に要する費用）
- 使用料及び賃借料（会場利用に要する費用、オンライン授業受講に係るWi-Fi利用料）

(2)から(3)までの支援

- 需用費（教材購入に要する費用）
- 報償費（外部講師への謝金）
- 旅費（研修の受講及び試験の受験に要する交通費並びに外部講師に対する交通費）
- 役務費（研修の受講料及び試験の受験料）
- 使用料及び賃借料（会場利用に要する費用、オンライン授業受講に係るWi-Fi利用料）

手続きの流れ



申請方法

県ホームページ(下記URL)から必要書類をダウンロードし、申請フォームにて交付申請してください。

※原本の提出が必要な書類(納税証明書)は、郵送で提出してください。

【URL】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/gaikokujinzai/ganbaruhojokin2026.html>

